

議案第11号

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第3号中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第2項中「同項第2号」を「同条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第2項中「同項第1号」を「同条第1号」に改め、同条第3項中「同号又は同項第2号」を「同条第1号又は第2号」に改める。

第37条第2項、第39条第2項及び第51条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第52条第2項中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年2月22日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

子ども・子育て支援法、学校教育法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。